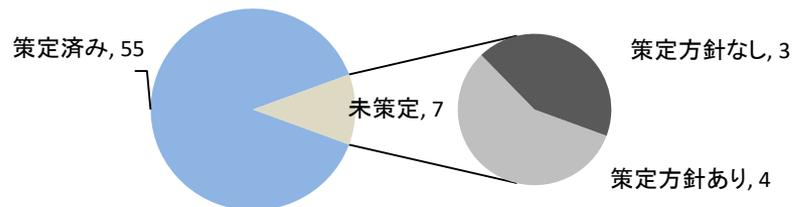


令和3年度 都内区市町村の地域福祉計画の策定状況等について

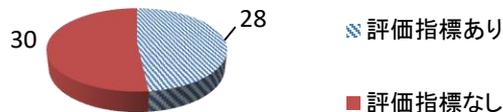
I 区市町村地域福祉計画の策定状況

- 策定済みの区市町村は55区市町村（前回55区市町村）
- 未策定7区村のうち、今後の策定方針ありは4区



II 計画の進行管理

- 進行管理の評価指標を設定している自治体は28区市町
- ※現在は未策定だが、今後、計画を策定する方針がある3自治体を含む。



- 評価指標の項目（自由記述）
- ・認知症サポーター養成数 ・地域別拠点数、サロン数
- ・CSW・生活支援コーディネーターの支援件数
- ・登録ボランティア団体数 ・障害者差別解消法認知度 等

III 計画の記載内容（主な事項）

記載内容	(自治体数)
社会福祉協議会との連携に関する事項	55
災害時要援護者対策に関する事項	53
権利擁護に関する事項（成年後見制度など）	53
福祉サービスの質の向上に関する事項	55
ボランティア、市民活動の育成・活性化に関する事項	53

IV 包括的な支援体制の整備の取組状況 (社会福祉法第106条の3)

取組内容	(自治体数)
住民による主体的な地域課題の解決に向けた体制整備	
・地域住民の参加を促す活動を行う者	43
・地域住民等の相互交流の場の整備	30
地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制整備	32
多機関の協働による包括的支援体制の構築	40

V 重層的支援体制整備事業の実施予定 (社会福祉法第106条の4)

実施予定	(自治体数)
➢ 令和3年度から実施中	2
➢ 令和4年度実施予定	12
➢ 令和5年度以降実施予定	12
➢ 実施しない、未定	36

VI 地域福祉を進めていくにあたっての課題 (自由記述)

- コロナ禍による生活様式の変化に伴う新たな福祉課題
- 8050問題、ひきこもりなど新たな課題への対応
- 包括的な支援・相談体制の整備、他部署との連携
- 地域福祉の担い手の確保・育成
 - ・地域福祉コーディネーターのあり方
 - ・ボランティアの高齢化 等
- 住民が集う拠点の確保・整備